HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	企業の社会的責任論の展望（２）　－Christopher D.Stone,Where the Law Ends　の紹介・検討を中心に－
Author(s)	藤田, 稔
Citation	北大法学論集, 34(6), 117-128
Issue Date	1984-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16450
Type	bulletin (article)
File Information	34(6)_p117-128.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

企業の社会的責任論の展望（二）

——Christopher D. Stone, Where the Law Ends の紹介・検討を中心に——

藤田稔

目次

はじめに
第一節　歴史的遺産の分析（三四巻一号）
第二節　企業の社会的責任とは何か（本号）

第二節　企業の社会的責任とは何か

本節では、同書第三部の要約を行う。

Ⅲ The Corporate Social Responsibility Debate(1)

会社が提起する問題は微妙で複雑だが、提示された解決策はしばしばあいまいで弱々しく思われる。株主の経営陣への支配権強化、連邦会社法制定、公益代表取締役選任等の提案が為されたが、手段提供の価値はあり得るものの、問題を解決し得るものとは思えない。（例えば、連邦チャーターの提案については、チャーターが会社活動規制に限られた役割しか果たさないこと、連邦チャーターに服する会社は連邦法にも服し、直接、連邦法強化で目的を達成し得ないのかが問題となる。）

同様に、社会的責任の観念を発展させよとの提案にも、懐疑的気持ちにかられる。その観念はあいまいで、それ故に異なる理由で一般大衆、事業家、学生からも幅広く支持されるのである。もっともこの観念はたやすく片づけられるべきではない。その範囲と意図がその精神を具体的制度改革に移し得るほど十分正確に定義できるまではあまり重要ではなかろうが、これは可能と考える。まず社会的責任批判論を綿密に検討するのが最適だろう。彼らは何故、会社は利潤追求以外の役割を果たすべきではないとするのか。彼らも又、決定的な問題に向かいあっていない。両サイドが何に関与し、それぞれの長短は何かを特定（identify）することで、企業の社会的責任論とは何か、又、その妥当領域が明らかとなり、ここから今までにない具体的で妥当な手段の提案が可能となるのである。

8 What Exactly Are the "Antis" Against?(2)

初めに批判論者の間で、会社が何をすることに反対するのか真のコンセンサスが存在しないことを見よう。四つの見解が流布しているように思われる。

第一に経営者は利潤最大化以外には何もすべきでないとの見解が見られるが、文字通りにとれば、会社は遵法すべきか否か、例えば安全規則を無視して検査官を買収すべきか否かまでも、コスト計算することが勧められることとなる。多くの論者の真意は、少なくとも法の枠内で利潤最大化をすることであろう。

この修正理論によれば、社会に不満があれば民主的プロセスで法の改正をすれば良いのであって、会社は社会に何が望ましいのかといったあいまいな観念ではなく、利潤によって運営されれば良いのであるとし、何故より以上の責任を求めるのかと問う。これは良い問いだが、後に検討を加えよう。

M・フリードマンは、一般の理解と異なり、会社役員の唯一の義務はゲームのルールに従い長期利潤を最大化することであると述べている。[3] この限定は、法と倫理的慣習に具体化された社会の基本的ルールとも換言されている。しかしこの倫理的基準は内容不明で、具体的問題の際には説明なく落とされている。多くの人はこれを、自分のいやがることは人にするな、と述べたい気もしよう。例えば、法によって要求されてはいないがより少ないコストで公害防除施設が設けられ多くの社会的費用が回避されて資源配分の改善がもたらされる場合や、規制当局が未だ探知し得ない汚染物質が一般には危険が知られていないが経営陣には知られていたり、社内の科学作業班設置で知見の進歩がもたらされる場合はどうか。結局、この倫理的ルールの理解にはどこで法と市場が不適当となるかというより基本的な問いに答えねばならない。

第四の立場は会社が十分処理する準備を持つ活動とそうでない活動に区別を置くものである。[4] これには十分な合理性がある。石油会社ARCOはフィラデルフィアの社会的脱落者救済に一〇〇万ドルを支出しながら成果はなく、その同時期にARCOの石油削井装置の付近で天然ガスが浸出し、油膜が数マイルにも広がった。たとえこれには法的に立証し得る過失はなくとも、人はARCOが非利潤的活動に従事するなら地質条件の調査にあたるべきだったと示唆したい気になろう。もっとも、広範囲の領域で会社に適切な目的とは社会的責任支持論者が論ずる問題の探求なしにどのように決め得るのか問題となる。チャーターを調べても文言は極端に一般的で、現実の事業活動に依拠しても例えば自動車会社は法で要求される以前にクリーンエンジンを開発すべきか等の問題のうち、答えられるものはわずかでしかない。この立場もほとんど方向を与えるものではない。

9 Why Shouldn't Corporations Be Socially Responsible?[5]

四つの立場を検討したが、それぞれの程度に利潤で経営者は行動すべきであるとしている。通常のモラルに関する限り、利他的行動がしばしば期待されるのに、どうして会社では異なるのか。

The Promissory Argument

最も流布されてはいるが説得力のない議論は、経営陣が株主の利潤を最大化するとの約束（promise）を守るとの想定された義務に基づくものである。だが例えば寡婦がブローカーに財産の収益最大化を求めたケースと異なり、多くのアメリカの株主は株式を流通市場で購入しており、経営者はブローカーと違って株主利潤最大化の「条件」を拒絶する機会が与えられていない。又、たとえ経営陣から株主に対する被雇用者や顧客とは重みの違う約束が推定されるとしても、モラルの問題としてはより高次な社会的利益追求の為に約束を破ることが正当化され得ることが銘記されるべきである。たとえなおも支配的な約束の存在を信ずるとしても、これが株式購入価格ではかられる現存の株主に対する約束以上と解され得るとは思われず、社会が以後は経営陣は他の義務を持つと宣言する場合に現存株主への補償を支持し得るにとどまろう。

The Agency Argument

約束説に関連するが事実の歪曲がより少ない議論は、株主が経営陣を代理人として任命（designate）したとの考えに基づくものである。これは取締役は単に株主の代理人ではないとされる法の現状[6]に反し、経営陣が取締役を任命する代理投票機構に対する支配をしばしば利用している現実に反する。この議論は取締役は道義的に株主の代理人とみなすべきであるとなろうが、その理由と限度はどうなのか。更に経営者が真に自らを代理人とみなしているならば株主の意向が決定されることに関心を示すことが期待されよう。現実にはナパーム弾製造をめぐりダウ社の経営陣は、他の主要会社と同様、株主の定款変更提案の経営者側の委任状勧誘書類への記載要求を拒否し、争ったのである。

The Role Argument

前者に密接に関連する議論は役割の考察に基づくもので、船長から船員に対する義務に類するものである。これには幾分強い根拠があり、取締役とトップ経営陣は受託者（fiduciaries）であり、自己取引などは許されないが、ここでの問題は信任義務（fiduciaiduties）に反するほど高額でない限度で、会社が法の要求以上に公害防止等に支出することであり、今日アメリカの裁判所がこれ

を差し止めることはあるまい。この議論も一応の推定力を持つにすぎず、対立する社会的義務に優越すべき理由は明白ではない。株主は会社に不満なら素早く株式を売却できるが、労働者や消費者や隣人は会社の影響から容易に逃れられず、株主に対する義務の重みはモラルの上で他に比してかなり弱いと思われる。

The "Polestar" Argument

最も強力な議論は、経営陣が利潤最大化行動を採ればそれが社会全体に最適をもたらすとするものと思われる。この議論の根底には、モラルの判断に比し利潤追求は明確であること、前者には特別な専門性を要すること、会社執行部はそれを執行する社会的権威を持たないこと等の前提が存在する。これらに反対はしない。もっとも事業家の実際行動は多分に直観的なものであるし、経営者が現在我々に裁量的権力を持っていないのか探査したい所だが。これらの議論の本質的欠陥は代替案を追求しないことにある。彼らは市場と法が企業をコントロールし得ない事実を見ないのではないか。その場の特定が新たな手段の企画の第一歩となるのである。

10 Why the Market Can't Do It (7)

多くの文献は市場の評価に欠けすぎていると思うが、市場弁護論は安易にしばしば誇張して言われている。

第一に理想的状況でも市場の役割は資源配分にあり、社会的用途計測の手段としてのドルの評価、寡占支配力の評価をめぐり市場への信頼度が分かれるものの、市場のみで社会的ニーズを適切に満たし得るとするエコノミストはほとんどいない。

更に他の社会的要求では市場弁護論は支持が一層困難になる。論者は(1)ひいきを変えようとする者は自らが「侵害」されている事実(2)どこである種の圧力をかけられるか、をそれぞれ知っていて、(3)圧力をかける立場にあり、(4)圧力が団体行動の変更をもたらすこと、を暗黙に前提としている。これらは特に十分に基礎づけられていない。

(1)については、例えば煙草の害悪について、以前の消費者は適切な評価を下していなかった。将来判明する種類の侵害は、どこに危険があるか十分わからない為市場選好に移し得ない。(2)については、一定の製品に不満を持つ消費者は通例ブランド名で商品を特定するので同一会社の他ブランド購入に変えるだけに終わっ

てしまう。更に相手が巨大会社の場合、真の権益の存在場所の特定となると、議会さえ決定に障害があるほど困難である。(1)(2)が満たされても、第一にアルミニウム会社のようにその製品を直接購入していない場合があり、更に公害の場合など影響を受ける立場の者が第三者的立場である問題が多くなっている。第二に独占寡占企業が対象の場合、有効な代替的供給先が存在しない。最後にたとえ経済的圧力をかけ得るとしても、団体の行動に影響を与えるかは、会社が純粋な最大利潤追求者であるとの前提に依り、これは6章で批判した。市場弁護論者が考慮できていないのは、組織の環境に対する防衛的姿勢である。

11 Why the Law Can't Do It[8]

先に市場が不適当ならば法により補充すれば良いとの立場を見たが、この立場はより明確にどこで法への依存が不適当となるかを特定する必要性を導くものでしかない。既にⅡ部で法的制裁の脅威が会社行動が対象となった場合に望ましい結果を欠きがちなことを見た。ここでは会社が法に従ったとしても、なお十分でないことを示すことにする。

The Time-lag Problem

法は元来反作用的なものであり、立法者は会社の技術者、財政担当者がかなり以前に予測し得た問題、例えば薬物の遺伝子への影響、企業の多国籍化による世界的な財政危機の発生等を評価し答えねばならない。たとえ法が有効にこれらを処理できても、制定まで大きな損害が起こり得る。法制定まで会社は責任を負わないと語ることは、社会的な危険性を持つ。

Limitations Connected with the Making of Law

会社は拘束を受けるまさにその法を作る上で、役割を果たしていることが考慮に入れられていない。これは商法全史を通じ一般的に言え、立法は商業部門での確立されたルールの承認も同じであり、これは現在の食品、薬品等多くの部門でも同様である。規制機関（body）はスタッフと知識が不足で対象産業との共存の必要性を知っている。監督当局（agency）が事実上業界人をスタッフとしている場合にも起こる。この措置はある場合には十分な理由もあるが、会社が規制の形成に従事する限り、社会的責任は法

の枠内で行動すれば果たされるとの議論は循環論法となると言いたい。又、法が会社の世論操作を通じて作られる事実も見過ごされてきており、これには有効な法的制約が存在していない。立法機関は被規制者と同様な知識を持つともみなされているが、製造過程に潜在する心理的物理的危険性等、特別の規制機関ですらルール作定の能力はない。多くの場合、立法は増進すべき価値にコンセンサスがない故に不満足な方法である。例えば自然資源の使用速度、安全性九九%の薬物を禁止すべきか等、事実認識とともに価値評価のより複雑な問題が存在している。困難は又因果関係についての確信の欠如に伴っている。殺人犯は殺人の唯一の原因ではなく犯人を生んだ環境等も原因だが、殺人犯に焦点を置いて処理する法を今日の多くの人々は支持する用意を持つ。しかし今日この単純化された判断が受け入れ難い故に残されている多くの社会問題が存在する。例えば都市低所得者地域の暗影に責任のある実体は何かである。(この点で社会も価値につき一致が得られないのに、どうして会社は為すべきことがわかると期待できるかと指摘されるかもしれない。まず第一に会社が何らかの価値を他より推進している事実を無視すべきでない。又、法の限界も知れば会社が社会的責任を全く無視するよりも、又これら灰色の領域に画一的な基準を立法するよりも、会社が主要な関係を持つ問題に事情に通じた鋭敏な選択を行使する途を選ぶべきなのである。)

以上が解決されても、我々は最も一般的で実行可能な法的ルールへの転換には不適当な方法でのみ同意に達し得るかもしれない。例えば居住地域での悪臭規制について行動の指針となり又違反立証が可能なルールは何か。これは刑事規定で最も重大な問題で、違憲の主張さえ起こり得る。更にあいまいさはより重大な結果すら持っている。米国では正義は法廷外で解決される大部分の訴訟に依存しており、この結果の疑惑も増してくる。両当事者とも喜んで是認する用意のないケースがより多く見い出され得るようにもなろう。これと関連して、法適用を受けた者が自らを恣意的な起訴の犠牲者と感じがちであり、公正な警告を受けなかったと感じる場合政府・産業間のあつれきが増加しそうである。更に文言が真にあいまいな場合、法が利潤等の競合するより明確な制約の中で組織に対して有効な力になることはありそうにない。

法文言の明確化も試み得るが、問題をより悪化させる危険がある。第一に規制の自己目的化であり、第二に具体化の過程で追求した価値との接触を失うことがしばしば起きる。最後に莫大で厄介なルールのネットワークは従う者に独立した責任判断を放棄さ

せることになり得る。すなわち法の限界が一種の明確なラインとなるのである。

最後にするなという義務の道徳性と、せよという向上心（aspiration）の道徳性の区別に発する考慮事項がある。法は前者の種類の最低限の執行に用いるのに最も相応しいと思われるが、会社に関するものの多くは後者の種類の問題で法では扱いにくいと思われる。例えば自動車のクリーンエンジン開発の遅れといった新製品開発の怠慢の問題である。この区別の示す立法上の問題は一見するほど単純に妥当な議論ではない。最低基準を満たさない自動車を州際で通商するなとの法は、人々に向上心を喚起する明白な意味がある。しかしながら一般的適用の規定に止まる限り、能力の高い者は平均的な者よりも注意深さを必要としないのである。各会社に個々に責任を規定した法もあり得る。しかしながらシステムの実施にはかなりの困難があろう。これはアウトサイダーに会社の実行可能性を判断する任務を課すものであり、この立証は非常に複雑で、特に首位企業では大部分が被告自身の記録に依存する推測の問題となろう。向上心もこれ以上に明確に表現しがたいものとなりがちで組織により有効に実行されそうにない。こういった困難が法的責任を優れたものにすることを嫌う傾向と結びつくと、法が会社から最善を引き出す良いメカニズムとはなりそうもない。

Limitations Connected with Implementing the Law

以上を乗り越えてもその社会的価値について疑問を提起する問題が残されている。市民の期待の増加と社会の技術的性格を含む諸要因の結合が伝統的法メカニズムを現在の諸問題の処理に不満足なものとしてきた。例えば過失による自動車事故のケースと寿命を縮める化学物質を含む食品のケースとを比較してみよう。後者は(a)特定製品により侵害された事実、(b)誰が侵害し得るか、(c)侵害の程度の立証をそれぞれ知るに困難で、(d)裁判所の評価を受ける必要のある証拠の性格がより複雑で裁判所を信頼するには技術的にすぎるものである。又、法を執行するコストには政府・産業間での摩擦発生によるコスト等も含まれ、ある点で便益を越え努力に値しなくなるかもしれない。取締役と役員への法の脅威が情報流通を阻害する効果はここでは一層徹底し、製薬会社と病院管理者間で情報が収集されないことが法の故に最適となり得るのである。その他、悪性の薬品の市場からの排除の為の行政審査で無害

の価値ある薬品の市場出回りが遅れることも法の反生産的コストである。複雑な社会では共同因果関係の争点が莫大なものとなっており、立証の問題は法の拡張を試みるほど一層悪化してくる。技術的複雑性のみでなく広範な人々のグループに影響することで特徴づけられる polycentric issues と呼ばれる問題もルールのみか基礎をなす価値までも不明瞭で、どの程度裁判所が適切な判断を下せるのか疑問がある。典型的な判決の判断は二極的性格を持つ。[9] 廃水の問題は個々の排水装置の問題ではなく地域的な処理プラントの建設を必要とするが、司法部は河川システムの管理に自らが深く関与することを要する方策の採用を拒否するであろうとの指摘もある。[10]

どの程度規制当局は伝統的法メカニズムの弱点を改善し得るか。当局（agencies）は結局裁判所の執行に頼らねばならないので最も重大な弱点を克服しないことが認識されるべきである。当局はむしろ事実認定とルールメイキングの手続がより専門化される故に伝統的アプローチと区別される。当局はほとんど総て一般公衆より産業を保護した形跡を示している。例えばＩＣＣは鉄道会社の運賃引き下げはトラック等輸送産業を破壊するとしてこれを抑制している。当局は全体として一貫する政策を発展できるようには見えない。規制が強められた場合ですら公衆の保護を保障するものではなく、エネルギー危機の一部はＦＰＣの過剰規制によることがその強力な例にあげられる。コメンテーターの間では当局の欠陥の程度・改善の余地について不一致なわけではない。改善の余地を信ずる者は希望を持てるが、いくつかの欠陥は矯正し得るがしかし約一世紀の経験を経て問題のいくつかは削減できそうもないことに我々は敏感でなければならない。例えば基本ルールのあいまいな一般性はあらゆる種類の問題を生み出している。ライセンス付与の指針として基本的基準作成を試みているＦＣＣは明白な原則の不存在とほとんど矛盾すると思われるものを生み出してきた。しばしば当局の命令の粗雑がスタッフに同様に不明瞭な任務をもたらしている。これらの大半が不注意の産物なら矯正し得るが多くは根が深く議会と当局間の関係では本質的ですらある。当局を生んだのは議会がハードで迅速なルールを定め得なかった領域だったのである。更に法文のあいまいさはある程度は議会での法案通過の為の政治的必要性の産物でもあろう。幅広く解釈の余地あるタームによるルールに関しては、現存し組織化されている被規制者がその内容が満たされる際に不相応に強い力を持つのはほとんど不可避的である。

これらの当局批判ではしばしば社会的責任批判論者と強く同意する所があるが、彼らは正確な意味を引き出せていない。当局の弱点は伝統的な法的機構に信頼が誤って与えられていることを端的に示しているのである。

12 What "Corporate Responsibility" Might Really Mean (11)

以上の背景に対して我々は今、社会的責任の観念がその支持者の以前の把握以上にどの程度可能性を秘めているのか見る準備ができたのである。責任の用語を採用するつもりならば責任ある人間の場合、責任が何を伴うものか詳細な検討をまずすべきであり、その後に会社責任の観念を発展させることが有意義である。

社会的責任の支持者は一種の妥協としてしばしばこれを会社の慈善行為と同一視していると思われる。(経営者は自分の好みの寄付に寛大なものだが、何故特別配当金を宣言して株主に慈善活動をまかせたり法人税の引き上げを通じて政府の民主的手続で資金を配分しないのかが問題となる。)しかし責任を利他主義(altruism)と混同すべきではない。人間の場合、責任の発展と養成はより複雑かつ微妙な必要に答える為なのである。総ての望ましい行動を立法者が予測し得ないこと、法によって執行することは価値以上のコストを要すること、政府の役割の不満足な増大、ここに人々に正しいと信ずる社会的に妥当な方法で行動することを奨励することの長所が存在するのである。ところで責任があるとは何を意味するのか。通常人についての責任から検討すれば、この観念はいろいろと解釈が可能で、ある意味で責任あると主張し得る人が別の意味では無責任とされ得るのである。それは法に従うことを強調するものと、認知過程を強調し自立性を重視することを意味するものとに分かれる。後者の意味での人間の熟慮には以下の要素が含まれる。すなわち直情の自制、モラルのカテゴリーによる状況把握、自由の範囲を測り起こる事態に責任意識を持って行動すること、行為の帰結に責任を持つこと、代替物の考慮と衡量、社会のモラルに照らして組織化された反省、道徳的性向の保持、行動の正当化理由の用意である。ベトナム戦争のペンタゴン機密文書を公開したダニエル・エルズバーグを無責任と呼ぶ者は責任の観念で前者を意味し、責任あると呼ぶ者は後者を意味すると見ることができる。(同じタームが一つの問題にアプローチする二つの本質的に異なる方法を意味するのは奇妙に見えるかもしれない。しかしながらルーチン化された生産方法と安定

した諸条件を持つ昔の社会では責任は大部分ルールに従うことにあるが、社会が成熟するにつれ固定ルールによる特定の方向付けは個人の自律的選択を信頼する開かれた方向に道を譲らねばならなくなっていることを考慮すればそうでもあるまい。)

いずれの責任観念を会社内に注入することを我々は望むのであろうか。両方ともである。相対的にあいまいさのないルールの企画が可能な領域ではルールに従う責任が、又厳格なルールが非効果的で反生産的でさえある領域では成熟した種類の責任が求められるものである。しかし会社が責任あると述べる中に何の意味があるのか。人間の場合、責任ある行動は知覚に始まるが、会社行動の領域において類推は存在するのか。組織の情報収集作業は限界を持たざるを得ず、現在、会社は予想販売量、需要のシフト、競争者の行動等ではデータを求めるが、例えば汚染物質の行く先とか或いは将来にわたってどんな害悪をもたらすかを体系的に評価するとかは進んでしようとはしない。しかし会社が外界を知覚する過程を特定化できれば、会社が汚染を通じて引き起こしている害悪をフィードバックする組織情報網を社会が会社内に構造化することはできないことなのか。薬物アンフェタミンが医療必要量を越えて製造されメキシコに輸出され合衆国に地下組織を経て密輸入される問題でも認知的意味で責任を持つ会社なら究極の輸送先を把む体系的努力をしたことに疑問の余地はない。確かに伝統的法手段すなわち政府が産業規模の生産割当を行い外国へ総輸出を削減することができる。しかしこれには明白な限界がある。コスト便益を考慮する時、責任ある自警が法的手段にすぐる解決の部分であり得るのである。

知覚の要素の問題を述べてきたがまだ解答が残されている多くの問題がある。組織の他の内部変数に責任と関連する人間の他の認知過程に対応するものは存在するのか。もしそうならそして責任モデルが対応部分の変更を正当化するものならばいかにして会社にそれらを履行させることができるのか。

(1) *op. cit.* Stone, pp. 71—118.

(2) *Ibid.* pp. 74—79.

(3) M. Friedman, The Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profits, *New York Times*, September 12, 1962, sect. 6, p. 126, col. 2.

(4) 例えばF. A. Hayek, The Corporation in a Democratic Society: In Whose Interest Ought It and Will It Be Run?, in H. I. Ansoff, ed., *Business Strategy*(Middlesex:

Penguin, 1969), p. 225.

(5) *op. cit.* Stone, pp. 80—87.

(6) 例えば Automatic Self-Cleansing Filter Syndicate Co. Ltd. v. Cunninghame (1906) 2 Ch. 34.

(7) *op. cit.* Stone, pp. 88—92.

(8) *Ibid.* pp. 93—110.

(9) M. Rosenberg, Let's Everybody Litigate, 71 *Texas L. Rev.* 111—170 (1972).

(10) B. Ackerman and J. Sawyer, The Uncertain Search for Environmental Policy: Scientific Factfinding and Rational Decisionmaking Along the Delaware River, 120 *U. Pa. L. Rev.* 419—503 (1972).

(11) *op. cit.* Stone, pp. 111—118.

Corporate Social Responsibility (2)

——The analysis of *Where the Law Ends* written by Christopher D. Stone——

Minoru FUJITA*

Introduction
I. Historical Legacy of Legal Strategies (Vol. 34, No. 1)
II. Corporate Social Responsibility Debate (this issue)

* Lecturer of Commercial Law, Department of Law, Faculty of Literature and Social Sciences, Yamagata University.